

平成27年度 第1回東京都総合教育会議 次第

平成27年6月25日(木)
13時30分から14時30分まで
都庁第一本庁舎42階特別会議室B

1 開会

2 議題

- (1) 「東京都総合教育会議運営要綱(案)」及び「東京都総合教育会議傍聴要領(案)」の決定について
- (2) 「東京都教育施策大綱(仮称)」の基本的な考え方について(案)

3 閉会

(配布資料)

資料1 東京都総合教育会議運営要綱(案)

資料2 東京都総合教育会議傍聴要領(案)

資料3 「東京都教育施策大綱(仮称)」の基本的な考え方について(案)

東京都総合教育会議運営要綱（案）

平成27年〇〇月〇〇日
東京都総合教育会議決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、東京都総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（構成員）

第2条 会議は、知事及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第3条 会議は、知事が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（議事進行）

第4条 会議の進行は、教育長が行うものとする。

（意見聴取）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者（以下この条において「関係者等」という。）から当該協議すべき事項に関して意見を聴くため、関係者等を会議に出席させることができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第7条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

（事務局）

第8条 会議の事務局を教育庁総務部教育政策課に置く。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

東京都総合教育会議傍聴要領（案）

平成27年〇〇月〇〇日
東京都総合教育会議決定

第1条 この要領は、東京都総合教育会議運営要綱（平成27年6月25日東京都総合教育会議決定）第9条の規定に基づき、東京都総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項について定める。

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴許可申請書（別記第1号様式）を、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、傍聴許可書（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が認めるものは、傍聴証（別記第3号様式）の交付を受けて傍聴することができる。

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 拡声器、無線機の類を携帯している者
- 三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
- 四 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- 五 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、第7条の規定により教育長の承認を受けた者を除く。
- 六 酒気を帯びている者
- 七 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第4条 傍聴人（報道関係者で教育長が認めるものを除く。）は20名をもって定員とする。

第5条 傍聴人は、いかなる事由があっても議場に入ることを許さない。

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- 三 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 四 飲食又は喫煙をしないこと。
- 五 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第7条 傍聴人は、傍聴席において録音、録画又は撮影をしようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

第8条 傍聴人がこの要領に違反したときは、教育長は当該傍聴人に退場を命ずることができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、教育長は、全ての傍聴人を退場させることができる。

3 傍聴人は、前2項の規定により退場を命じられた場合は、速やかに退場しなければならない。

第9条 前各条に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

第10条 この要領の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月25日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

| | | | | | | |
|-------------|---|---|------------|---|---|-------------------------------|
| 第 | 号 | | | | | |
| 傍聴許可申請書 | | | | | | |
| 年 | 第 | 回 | 東京都総合教育会議（ | 年 | 月 | 日開催）の会議を傍聴したいので、許可を 申請します。 |
| 年 | 月 | 日 | | | | |
| 住所 | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | |
| 東京都教育委員会教育長 | 殿 | | | | | |

（日本工業規格A列4番）

第2号様式（第2条関係）

| | | | |
|-------------|---|------------|-----------------------|
| | | 第 | 号 |
| 傍聴許可書 | | | |
| 年第 | 回 | 東京都総合教育会議（ | 年 月 日開催）の会議の傍聴を許可します。 |
| 年 | 月 | 日 | |
| 東京都教育委員会教育長 | | | |
| | | | 印 |
| | | | 様 |

（日本工業規格A列4番）

第3号様式（第2条関係）

| | | |
|-------|----|-------------|
| | 第 | 号 |
| 報道機関名 | | |
| 氏名 | | |
| | 年第 | 回東京都総合教育会議 |
| | (| 年 月 日開催) |
| | | |
| | | 傍聴証 |
| | | |
| 年 | 月 | 日 |
| | | 東京都教育委員会教育長 |
| | | |
| | | 印 |

（日本工業規格A列4番）

「東京都教育施策大綱(仮称)」の基本的な考え方について(案)

平成27年6月25日

東京都においては、これまで、平成25年4月に「東京都教育ビジョン(第3次)」を、平成26年12月に「東京都長期ビジョン」を策定し、学力や体力の向上に向けた取組や道徳教育、キャリア教育の充実により、若者の成長の基礎となる「生きる力」を育む取組を進めてきた。

一方で、今年度からは、昨年改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行され、東京都の教育施策の根本方針となる「東京都教育施策大綱(仮称)」(以下「大綱」という)の策定が求められている。

そこで、大綱においては、「東京都長期ビジョン」等の中の施策のうち、特に重要で優先的に取り組むべきと考えられる事項(重点事項)と、それぞれの事項に係る施策の基本的な方向性を提示することとする。

<重点事項>

- ① 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実
- ② 世界で活躍できる人材の育成
- ③ オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ④ 不登校・中途退学者対策(自立的社会人への巣立ち支援)
- ⑤ いじめ対策
- ⑥ 特別支援教育の推進
- ⑦ その他重点事項(例:防災教育、放課後子供教室の拡充)

大綱の対象期間については、平成29年度までの3年度間とする。

(以上)